

1 安定した水資源の確保と供給

(1) 水資源施設の整備

①ダムの整備推進

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●建設事業中のダムの整備推進						
内海ダム再開発の早期事業完成	5	平成27年度から本格運用	A			河川砂防課
椋川ダムと五名ダム再開発の検証作業結果を踏まえた適切な対応	5	・椋川ダムは平成26年度に本体工事に着手、令和3年3月からは試験湛水開始 ・五名ダム再開発はダム検証でその必要が認められ、平成28年度に国の対応方針として補助金交付の継続が決定	A	・椋川ダムは令和3年7月に本体工事竣工 ・五名ダム再開発は建設に向けた調査・設計を推進	施策22 -取組みの方向1	

(2) 既存の水資源施設の効率的な活用と保全

①ダムの活用と保全

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●ダム再開発等の推進						
内海ダム再開発の早期事業完成	7	平成27年度から本格運用	A			河川砂防課
五名ダム再開発と長柄ダム再開発の検証作業結果を踏まえた適切な対応	7	ダム検証でその必要が認められ、平成28年度に国の対応方針として補助金交付の継続が決定	A	建設に向けた調査・設計を推進	施策22 -取組みの方向1	
●ダムの貯水機能の維持						
ダム貯水池の計画的な堆積土砂の掘削	7	15ダムにおいて堆積土砂除去工事を実施	A	計画的な維持管理を継続	施策22 -取組みの方向1	河川砂防課
ダム管理施設の長寿命化計画の策定によるダム施設の適正な維持管理	7	15ダムにおいて長寿命化計画策定(うち、5ダムで計画に基づく堰堤改良工事等を実施)	A	長寿命化計画に基づき改良工事等を適正に実施	施策22 -取組みの方向1	
●砂防ダムの有効活用						
砂防ダムの適切な維持管理と貯留水の農業用水や水道用水への活用	7	堰堤の機能を損なわない範囲で、貯留水を暫定利用	A	適切な維持管理を継続	施策22 -取組みの方向1	河川砂防課
新たな要望への適切な対応	7	要望事項なし	A	要望事項なし	施策22 -取組みの方向1	
●早明浦ダムの利水安全度の向上						
早明浦ダムの有効利用についての対応策の検討	7	四国地方整備局及び四国4県で事業化に向けた課題等について協議中	A	十分な協議・検討を継続	施策22 -取組みの方向1	水資源対策課

②ため池、農業用水路の整備と保全

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●ため池整備の推進						
ため池の計画的・効率的な整備	8	老朽ため池整備促進計画を策定し、297か所のため池の改修を実施	B	老朽度や決壊した場合の下流への影響度などを考慮し、選択と集中による整備を継続	施策22 -取組みの方向1	土地改良課 農村整備課
●農業用水路の保全対策の推進						
農業水利施設におけるストックマネジメント事業などの積極的な推進	8	国営及び県営事業として、約123kmの区間で保全対策を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向1	土地改良課 農村整備課
●香川用水非受益地域の農業用水確保の推進						
非受益地域におけるため池の浚渫や嵩上げ等に対する支援	8	ため池浚渫・嵩上げ、さく井など16地区で用水を確保	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向1	土地改良課

③地下水の保全と活用

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●水道水源としての井戸の有効活用促進						
市町及び企業団に対する井戸の適正かつ有効な活用の指導・助言	9	常用井戸は水道事業における取水量の確認、予備井戸は適切な維持管理の指導・助言を実施	A	水道水源としての有効活用を促進	施策22 -取組みの方向1	水資源対策課
市町及び企業団が実施する渇水時の井戸のポーリング調査、掘削等への助成	10	渇水時等に機動的に対応できるよう市町及び企業団が実施する水道水源緊急確保対策に対する補助金を予算化	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	
●地下水位の観測体制の継続と自主規制体制の充実						
高松、中讃地域での地下水位観測体制の継続	10	香川中央地域地下水利用対策協議会において地下水位観測を継続的に実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	水資源対策課
協議会での地下水取水自主規制の継続及び大口取水者に対する協議会加入促進	10	香川中央地域地下水利用対策協議会において地下水取水自主規制を実施 大口取水者に対する加入促進を依頼	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	
●地下水の保全及び適正な利用						
条例に基づく揚水施設の設置届出等による地下水・地盤環境の把握	10	一定規模の揚水施設(吐出口断面積19cm ² 超)の届出義務化による実態把握の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向1	環境管理課
●農業用井戸の保全						
農業用井戸の緊急水源としての活用方法や保全対策についての検討	10	緊急時の水源として有効活用できるよう保全、新設(5地区)を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	土地改良課
●出水の保全と有効活用						
出水の整備・改修の推進及び保全管理体制の確立	10	地域の要望に沿った整備を推進(5地区)	A	出水の保全と有効活用に努める	施策22 -取組みの方向1	農村整備課

(3)安全な水の安定的供給

①広域的な水道の整備

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●広域水道の整備及び水道事業の統合・広域化の促進						
同一市内の上水道と簡易水道事業の統合の促進	11	平成30年度までに上水道への統合が完了(直島町を除く)	A			水資源対策課
県内水道のあるべき姿の実現に向けた具体的な検討の促進	11	平成30年4月から香川県広域水道企業団が業務を開始	A	広域化に伴う組織改編や施設整備、業務運営の統一化等が実施されているか注視する	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
●県営水道第二次拡張事業の見直し						
非常時における安定した給水体制の確立に向けた施設整備の実施	11	連絡管・送水管の整備の実施(敷設延長(18.7km))	A	企業団が広域化基本計画に基づき適切に事業を実施できるよう支援や助言等を行う	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
県内水道事業の統合・広域化の動き等を踏まえた事業計画の見直しの検討	11	平成30年度からは、香川県広域水道企業団が、広域水道施設整備事業や経年施設更新整備事業を実施	A	関係市町の意向も踏まえ見直しを検討	施策22 -取組みの方向2	

②水道事業者の運営基盤の強化

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●水道事業者の運営基盤の強化						
県内水道事業の統合・広域化の促進	12	平成29年度に8市8町及び県が事業統合し、平成30年4月から香川県広域水道企業団が事業開始	A	当分の間の専門技術を持った職員の企業団への派遣 施設整備に活用する国の交付金の要望	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
経営資源の確保と効率的な配分及び事業経営の効率化とサービス水準の向上	12	浄水場運転管理業務の民間委託の実施等(H23:西部浄水場、H26:中部浄水場、H27:東部浄水場)	A	民間の保守管理技術や経営ノウハウを活用する水道事業者の動向を注視する	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
企業団における、水道を取り巻く環境変化に対応できる経営力等をもった人材の育成	12	人材育成のための研修の実施 内部研修・外部研修	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団

③安全でおいしい水の供給

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●安全でおいしい水の供給						
河川やダムなどの水質悪化に対する関係機関と連携した対策への取組み	12	河川管理者等と連絡を取り合い、連携して対策を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	企業団 水資源対策課
水源地の水源林の保全及び水源の良好な水質の確保	12	高知県嶺北地域における除間伐事業等への経費支援「香川用水水源の森保全事業」を実施(除間伐約4,900ha、作業道約163km)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	水資源対策課
適切な水質管理や施設管理についての水道事業者に対する指導・助言	12	立入検査による指導・助言の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 環境管理課
「水安全計画」の策定及び公表についての水道事業者に対する指導・助言	12	市町水道担当課長会、立入検査時等に指導・助言を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	環境管理課
		旧県営水道においては平成26年度に「水安全計画」を策定し、現在も広域送水管理センターで運用中	A	水道事業者が「水安全計画」を策定できるよう指導・助言を行う	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
石綿セメント管等の布設替えの促進等施設の整備水準の向上及び安全な水の安定的な供給体制の整備	12	国庫交付金を活用した老朽水道管の更新整備等の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
水質検査体制の充実及び水質検査計画や結果等の積極的な情報公開についての水道事業者に対する指導・助言	13	市町水道担当課長会、立入検査時等に指導・助言を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	環境管理課

④工業用水の安定的な確保

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●工業用水の安定的な供給確保						
工業用水等の供給量の確保及び回収水や再生水等の利用促進	13	更新・耐震化計画に基づく対策工事の実施 新築や増改築を行う建築物に対して雑用水利用施設の設置を指導	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	企業立地推進課 水資源対策課 企業団
経済活動に悪影響が生じない適切な情報発信	13	PR用DVDによる正確な情報発信の実施 企業訪問や各種企業フェアにおいて、湯水県のイメージ払拭に向けた啓発活動を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	企業立地推進課
施設の更新・耐震化の計画的かつ効率的な実施	13	更新・耐震化計画に基づく対策工事の実施	A	企業団が継続的に実施し、更新・耐震化対策を進められるよう支援や助言等を行う	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団

⑤水道施設の更新・耐震化

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●石綿セメント管等老朽管更新の促進						
石綿セメント管等老朽管の更新の促進	14	国庫交付金を活用した老朽水道管の更新整備等の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課
●水道施設の耐震化の促進						
水道施設の耐震診断及び分析・評価を踏まえた更新・耐震化計画の策定についての水道事業者への指導・助言	14	市町水道担当課長会、立入検査時等に指導・助言を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課
アセットマネジメントの実施等についての水道事業者への指導・助言	14	旧県営水道や一部市町においてはアセットマネジメントを実施したが、企業団としては未実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	
水道施設の耐震化や相互連絡管の整備の推進	14	国庫交付金を活用した老朽水道管の更新整備等の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課
		連絡管の整備(中部・綾川連絡管、新志度本線、新牟礼線送水管)	A	水道事業者が今後も継続的に実施できるよう支援や助言等を行う	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団
県内上水道事業における、耐震化計画に基づく耐震化率の引き上げ	14	国庫交付金等を活用し、水道施設の耐震化を実施。基幹管路の耐震化率(R元:23.3%)、管路施設(R2:26.1%)	B	企業団が新しい更新・耐震化計画に基づき対策工事を実施できるよう支援や助言等を行う	施策22 -取組みの方向2	水資源対策課 企業団

2 水を大切に社会への転換

(1) 水の循環利用等の促進

① 水の循環利用等の促進

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●雑用水利用の促進						
県有施設の新築、改築時における雑用水利用設備の整備	16	県有施設16施設において便所洗浄水の雑用水利用施設等の整備を実施	A	費用を精査し、より適正な規模を検討して整備に努める	施策23 -取組みの方向1	営繕課
水の有効利用及び節水の促進に関する条例の制定	16	水資源対策懇談会を開催し、条例制定の必要性を検討	-	条例による義務付けは行わず、雑用水利用促進指導要領による指導を継続	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
●下水処理水の再利用						
下水処理水を有効に活用する事業の推進	16	流域下水道3処理場(H28からは2処理場)に再生水取水施設を整備 瀬戸大橋記念公園等で下水処理水再利用の実施	A	雑用水等の利用の推進	施策23 -取組みの方向1	下水道課 都市計画課
●農業集落排水事業の促進						
市町が実施する、農村地域における管路施設や汚水処理施設など循環利用を目的とした施設整備に対する助成	16	三木町2地区で事業を実施	A	供用開始した処理地区の適切な管理を指導	施策23 -取組みの方向2	農村整備課

(2) 節水意識の高揚

① 効果的な節水啓発

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●節水啓発活動の推進						
「節水型街づくり推進協議会」を中心とした各種イベント等における節水啓発	16	水道週間、水辺の納涼祭、水のフェスティバル等での節水展(ポスター掲示等)を開催	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
「水の週間」にあわせた家庭での節水活動実践の促進	17	節水ウィークにおける県民参加の節水チャレンジの実施(約30,000世帯129,000人参加)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	
ホームページやマスメディアを活用した積極的な節水広報の展開	17	県HP「かがわの水サイト」に節水方法掲載	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	
●節水学習の推進						
県内小学4年生を対象とした節水副読本の作成、配付	17	県と市町で組織する「節水型街づくり推進協議会」で実施(配布児童数約87,000人)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
県内小学校での出前講座の実施	17	21校1公民館で実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	
●効果的な節水活動の促進						
各種イベントでの節水展におけるパネル展示など市町と連携した効果的な節水活動	17	県と市町で組織する「節水型街づくり推進協議会」で実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
●水の有効利用及び節水の促進に関する条例の制定						
水の有効利用及び節水に関する県民、事業者、行政の責務を示した条例の制定	17	水資源対策懇談会を開催し、条例制定の必要性を検討	-	条例による義務付けは行わず、雑用水利用促進指導要領による指導を継続	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課

② 節水型機器の普及促進

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●節水型機器の普及促進						
「節水型街づくり推進協議会」を中心とした各種イベント等における節水コマの無料配布及び節水型機器の展示等	18	節水展において節水型機器の紹介を含む節水啓発パンフレットを配布	A	様々な機会に節水型機器の情報を発信し、普及促進に努める	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
節水型機器等の開発の促進	18	公設試験研究機関等と協力して節水型機器等の開発に資する研究開発を実施	A	県内企業に対する技術指導等において節水に関する技術普及に努める	施策23 -取組みの方向1	産業政策課
●県有施設への節水型機器設置の徹底						
県有施設の新築、改築時及び県営住宅の改修時における節水型機器等の設置	18	高校、県営住宅、病院など県有施設71施設において節水型機器等を設置	A	引き続き、新築、改築、内部改修工事等に合わせて節水型機器の設置を拡大する	施策23 -取組みの方向1	営繕課 住宅課

③ 水資源への理解の促進

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●水環境に関する学習機会の提供						
県内小学4年生を対象とした副読本の作成、配付	19	県と市町で組織する「節水型街づくり推進協議会」で実施(配布児童数約87,000人)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
県内小学校での出前講座の実施(再掲)	19	21校1公民館で実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	
イベント開催、森づくりに関する各種広報媒体の活用による県民への森林関連情報の提供	19	「かがわの森アンテナショップ」などで森林関係イベントを開催(72回開催 参加約24,000人)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	みどり整備課
●水の資料館等の展示内容の充実等						
「水の資料館」における古くなった遊具や展示物などの更新	19	木製歯車水車の追加展示(H24)	A	展示資料の充実を図る	施策23 -取組みの方向1	土地改良課
「水辺の納涼祭」開催による県民の水資源に対する意識高揚	19	香川用水記念公園において毎年実施(来場者数 約67,000人)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	
●水文化の継承						
香川用水記念公園等における香川の歴史的風土・特性に関する資料の展示	19	木製歯車水車の追加展示(H24)	A	展示資料の充実を図る	施策23 -取組みの方向1	土地改良課 農村整備課
高松市内の小学生対象の「ふるさと探検隊」の実施及び県内小学校での出前授業の実施	19	出前授業 299校 ふるさと探検隊 参加者549人	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	

(3) 水を通じた地域連携の推進

① 水源地域対策の推進

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●香川用水水源地域との交流の促進						
水源地域との交流促進及び上下流交流の活性化	20	吉野川上下流交流大会への参加(参加者197人) 香川用水水源巡りの旅事業の実施(357校 約41,800人)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
		早明浦交流プロジェクトの実施(参加者337人)	A		施策23 -取組みの方向1 施策23 -取組みの方向2	みどり整備課
●香川用水水源地域の振興への支援						
(公財)吉野川水源地域対策基金を通じた香川用水水源地域の振興・整備等への支援	20	交流イベントや施設整備など水源地域の振興・整備に対する支援の実施	A	財源の安定性を検討しながら継続実施に努める	施策23 -取組みの方向1	水資源対策課
県内でのイベント開催時における水源地域の特産物の紹介、利用や販売の促進	20	県庁における地場産品販売体験活動に対する支援、水辺の納涼祭等イベント開催時の特産物紹介を実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1	
●県内における水源の森づくりの推進						
森づくり活動への参画推進及び県植樹祭などの多彩な事業展開による森づくり活動の拡充	20	県植樹祭やどんぐり銀行活動、フォレストマッチング推進事業などを実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1 施策23 -取組みの方向2	みどり整備課

3 水環境の保全

(1) 水源の保全

① 香川用水水源林の保全

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●香川用水水源の森保全事業による助成						
香川用水水源の森保全事業による水源林の除間伐事業等への助成	22	高知県嶺北地域における除間伐事業等への経費支援「香川用水水源の森保全事業」を実施(除間伐約4,900ha、作業道約163km)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	水資源対策課

② 県内水源林の保全

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●造林事業の推進						
植栽や間伐等の森林所有者等による自主的な取組み等への支援	23	緑のダム整備事業等により森林整備に対して補助を実施(植栽418ha、間伐2,279ha、作業道147kmなど)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	みどり整備課
●治山事業の推進						
荒廃した保安林等についての治山ダム工等の施設整備及び植栽等の保育手入れの推進	23	水源涵養機能等の回復及び向上のため予防治山事業等を実施(696地区)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	みどり整備課
●森林情報システムの整備						
森林簿データベース等の随時修正など、水源地域の森林の整備・保全に必要な森林情報の整備・充実	23	8市9町において森林簿データベースや森林計画地図データ等の修正を実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	みどり整備課
●県内における水源の森づくりの推進(再掲)						
森づくり活動への参画推進及び県植樹祭などの多彩な事業展開による森づくり活動の拡充(再掲)	23	県植樹祭やどんぐり銀行活動、フォレストマッチング推進事業などの森づくり事業を実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向1 施策23 -取組みの方向2	みどり整備課
●林地開発等への指導監視体制の強化						
森林保全に関する普及啓発活動推進及び監視活動を通じた違法な土地開発行為の是正指導、林地開発許可事案の適正な施行指導	23	森林保全指導員による指導監視、みどりの巡視員による森林パトロール、航空監視などを実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	みどり保全課
●「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく施策の推進						
条例に基づく土地開発行為者との事前協議を通じた土地利用調整など緑化の推進及びみどりの保全に関する施策の実施	24	一定規模以上の土地開発行為について事前協議を実施 ・開発跡地について「緑化措置等に関するみどりの保全協定」を締結	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	みどり保全課

③ 地下水の保全

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●地下水位の観測体制の継続と自主規制体制の充実(再掲)						
高松、中讃地域での地下水位観測体制の継続(再掲)	24	香川中央地域地下水利用対策協議会において地下水位観測を継続的に実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	水資源対策課
協議会での地下水取水自主規制の継続及び大口取水者に対する協議会加入促進(再掲)	24	香川中央地域地下水利用対策協議会において、地下水取水自主規制の実施及び大口取水者に対する加入促進の依頼	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	水資源対策課
●地下水の保全及び適正な利用(再掲)						
条例に基づく揚水施設の設置届出等による地下水・地盤環境の把握(再掲)	24	一定規模の揚水施設(吐出口断面積19cm ² 超)の届出義務化による実態把握の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向1	環境管理課
●透水性舗装等の実施						
歩道部分における透水性舗装等の実施	25	バリアフリー法に基づく特定経路内の歩道において透水性舗装の実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向1	道路課

(2) 水環境と水質の保全

① 水環境と水質の保全

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●水質監視測定調査の実施						
水質測定計画の作成及び公共用水域と地下水の常時監視の実施	25	河川(21河川48地点)、海域(7水域39地点)、地下水(21地点)、ダム・ため池(76地点)で実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	環境管理課
県民参加による水生生物を指標とした水質調査の実施	25	中学校、高校、市町等の参加による調査の実施(253団体 約7,800人)	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	
●水質保全対策の実施						
「香川県全域生活排水処理構想」に基づく生活排水処理施設の効率的・計画的な整備、排水の監視、各施設の適切な維持管理についての指導	25	生活排水処理施設の整備を効率的・計画的に推進(汚水処理人口普及率:79.6%)	B	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	環境管理課 廃棄物対策課 下水道課
法律、条例等に基づく、工場や事業場等の排水の監視・指導	26	立入検査による排水処理施設改善指導等の実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	環境管理課
ダイオキシン類など化学物質による環境汚染問題への適切な対処に向けた発生源の監視・指導	26	ダイオキシン類対策事業 ゴルフ場農業流出実態調査	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	
水道水源地域における汚染源の把握、法律に基づく水道原水の水質保全の推進	26	綾川水系の公共用水域において関係機関と連携を図りながら飲用井戸対策や水道水源の汚染防止に努めた	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	農業経営課
「香川県持続性の高い農業生産方式の導入指針」に基づく化学肥料等の使用量低減技術の普及、「香川県有機農業推進計画」に基づく自然界の物質循環機能を増進する取組みの拡大	26	特別栽培農産物の生産支援(48品目77件) エコファーマーの育成支援(186件) 有機農業セミナー等の開催(42回)	B	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	
産業廃棄物処理施設等への立入検査・指導による産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄等の監視実施による生活環境汚染の防止	26	産業廃棄物指導監視機動班による指導監視(23,292件) 夜間・休日パトロール(1640日) 上空パトロール(78回)の実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	廃棄物対策課
●「ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例」に基づく施策の推進						
条例に基づく県民と連携・協働した水環境の保全と創出の推進	26	住民と行政が連携・協働して、7河川(綾川、金倉川、与田川、大東川、桜川、高瀬川(～H29)、杵田川(～H27))で、生物生息状況調査、河川清掃、環境学習等を実施	A	今後も継続的に実施	施策23 -取組みの方向2	環境管理課

4 渇水・緊急時の水確保

(1) 渇水時の調整水源の確保と効率的な運用

①調整池等の整備と有効活用

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●渇水対策ダムの整備推進						
栂川ダムの検証作業結果を踏まえた適切な対応	28	平成26年度に本体工事に着手、令和3年3月からは試験湛水開始	A	令和3年7月本体工事竣工	施策22 -取組みの方向1	河川砂防課
●香川用水調整池(宝山湖)の有効活用						
関係機関との十分な協議、調整による宝山湖の有効活用	28	香川用水取水制限時の断水回避(H25) 香川用水施設復旧工事時の断水回避(H26、H27、H29～R2)	A	渇水時や災害時などに県民生活に大きな影響が生じないよう効果的な運用に努める	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課
●旧県営水道における浄水調整池等の整備						
水需要見通しを踏まえた浄水池や浄水調整池の必要容量確保	28	平成22年度までに20か所、貯水容量94,750m ³ の浄水池等を整備	A	企業が水需要や水道広域化を踏まえ、必要な整備ができるよう支援や助言等を行う	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課 企業団
水道水の貯水施設における緊急遮断弁の整備	28	平成22年度までに11か所の浄水池等に緊急遮断弁を整備しており、平成29年度までに耐震化も完了	A		施策22 -取組みの方向3	
②予備水源確保の促進						
施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●緊急時の市町予備水源の確保						
市町における水道水源確保対策に伴う施設整備への助成	29	渇水時等に機動的に対応できるよう市町が実施する水道水源緊急確保対策に対する補助金を予算化	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課
●渇水時の雑用水の供給						
県民への下水処理水の再生水の提供	29	再生水取水施設を整備	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	下水道課
●渇水時の飲用井戸の活用						
渇水時の飲用井戸活用のための水質検査実施、市町からの検査手数料の減免要請への対応	29	香川用水取水制限時、飲料水水質検査手数料の減額措置を実施(H25)	A	香川用水取水制限時には、継続的に実施し、飲用井戸の安全な活用を推進	施策22 -取組みの方向3	環境管理課
●農業用井戸の保全(再掲)						
農業用井戸の緊急水源としての活用方法や保全対策についての検討(再掲)	29	緊急時の水源として有効活用できるよう保全、新設(5地区)を実施	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	土地改良課

(2) 水の融通

①水融通の促進

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●市町間の水融通の促進						
市町水道事業者等との水融通の可能性や施設整備の方向についての協議、検討	30	平成30年4月から香川県広域水道企業団が業務を開始	A	事業実施により水融通の促進に努める	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課
市町が実施する緊急用水道連絡管整備への助成	30	渇水時等に機動的に対応できるよう市町が実施する緊急用水道連絡管整備に対する補助金を予算化	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	
●水道事業の統合・広域化の促進						
県内水道事業の統合・広域化の促進	30	平成30年4月から香川県広域水道企業団が業務を開始	A	当分の間の専門技術を持った職員の企業団への派遣 施設整備に活用する国の交付金の要望	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課 企業団
●旧県営浄水場間の連絡管等の整備						
渇水・緊急時の水融通に有効な送水連絡管や導水連絡管の整備	30	連絡管・送水管の整備の実施(敷設延長(18.7km))	A	企業が今後も継続的に実施できるよう支援や助言等を行う	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課 企業団
②他用途水の水融通						
施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●香川用水の用途間調整						
宝山湖の効果的な運用及び用途間調整の円滑な実施に向けた利害関係者との調整	31	期間中における用途間調整の実績なし	-	渇水時や事故等の緊急時に、円滑に調整が進むよう、平常時から利害関係者との調整を図る	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課
●県内水源の有効活用						
農業用水源や工業用水源から水道用水への水融通に向けた水源状況の把握及び利害関係者との調整	31	香川用水幹線水路の施設機能調査実施時に、内場ダム(農水)、府中ダム(工水)、満濃池(農水)を代替水源として活用(H23、H29)	A	水融通が必要になった場合に備え、県内水源の状況の把握に努め、利害関係者との調整を図る。	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課

(3) 危機管理体制の整備

①渇水・緊急時の的確な対応

施策内容	記載ページ	実施状況(平成23年度～令和2年度)	評価	今後の方針	新・県総合計画	担当課
●危機管理体制の整備						
渇水情報の収集及び広報、用水確保や応急対策の調整等の渇水対策の推進	31	香川用水取水制限に伴い、香川用水取水調整対策連絡会議、渇水対策本部を開催	A	香川用水取水制限時には適切に対応する	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課
災害時における「地域防災計画」等に基づく国や市町、関係機関と連携した飲料水及び生活用水の円滑な供給のための適切な措置	31	緊急時における関係機関との連絡体制・応急復旧体制・応急給水体制の整備について、市町及び企業団に対して指導・助言を実施	A	災害時には適切に対応する	施策22 -取組みの方向3	
飲料水による事故時における「香川県飲料水健康危機管理対応要領」に基づく情報収集及び被害の拡大・再発防止	32	要領に基づく水道水源の汚染被害の未然防止や拡散防止	A	関係機関との連携による迅速適正な危機管理に努める	施策22 -取組みの方向3	環境管理課
水道施設事故時における施設管理者を中心とした応急給水や応急復旧活動実施体制の構築	32	市町との連携による応急復旧訓練及び応急給水活動等の実施 危機管理マニュアル等の制定、災害応援協定等締結	A	より実践的な訓練などにより体制の充実・強化を図る	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課 企業団
●的確かつ迅速な情報の収集と提供						
水源の状況等の的確把握及び県民や関係機関への迅速な情報提供	32	香川用水取水制限時に香川用水取水調整対策連絡会議の開催及び渇水対策本部設置による関係機関との情報共有	A	香川用水取水制限時には適切に対応	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課

●関係機関と連携した適切な対応						
県内水道事業者や農業用水及び工業用水の関係機関・団体との連携及び適切な対応	32	香川用水取水制限時に香川用水取水調整対策連絡会議を開催し、関係機関の連携による適切な対応を実施した	A	実践的な訓練などにより、体制の充実・強化に努める	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課 企業団
●渇水時の支援策						
市町が実施する緊急用水道連絡管整備への助成(再掲)	32	渇水時等に機動的に対応できるよう市町が実施する緊急用水道連絡管整備に対する補助金を予算化	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	水資源対策課
渇水時の飲用井戸活用のための水質検査実施、市町からの検査手数料の減免要請への対応(再掲)	32	香川用水取水制限時、飲料水水質検査手数料の減免措置を実施(H25)	A	香川用水取水制限時には、継続的に実施し、飲用井戸の安全な活用を推進	施策22 -取組みの方向3	環境管理課
農業団体等が行う井戸の掘削や農業用水確保のための工事に対する支援	32	農業用井戸5か所を新設	A	今後も継続的に実施	施策22 -取組みの方向3	土地改良課
県内中小企業者に対する「渇水対策緊急融資」の創設	32	香川用水取水制限時、中小企業者に対する「渇水対策緊急融資」を創設(H25)	A	香川用水取水制限時には「渇水対策緊急融資」を創設・実施する。	施策22 -取組みの方向3	経営支援課

※香川県広域水道企業団(以下、「企業団」という。)は県の部署ではありませんが、旧県営水道事業を引き継いでいるため、便宜上担当課の項に記載しております。

香川県総合水資源対策大綱2011 指標の達成状況

1 安定した水資源の確保と供給

(2) 既存の水資源施設の効率的な活用と保全

②ため池、農業用水路の整備と保全							
	記載ページ	現状 (平成21年度)	中間目標 (平成27年度)	令和2年度 (実績)	評価	目標 (令和2年度)	担当課
老朽ため池の整備箇所数(累計)	8	3,265箇所	3,445箇所	3,541箇所	B	老朽ため池の整備推進	土地改良課 農村整備課
農業用水路保全対策延長(累計)	8	11Km	35km	138km	A	水路保全対策の推進	土地改良課 農村整備課

(3) 安全な水の安定的供給

⑤水道施設の更新・耐震化							
	記載ページ	現状 (平成21年度)	中間目標 (平成27年度)	令和2年度 (実績)	評価	目標 (令和2年度)	担当課
県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震管率	14	9.6%	13.0%	23.3% (令和元年度)	A	15.8%	水資源対策課
上記のうち 県営水道施設(管路施設)の耐震管率	14	13.3%	21.0%	26.1%	B	27.4%	企業団

2 水を大切に作る社会への転換

(2) 節水意識の高揚

①効果的な節水啓発							
	記載ページ	現状 (平成21年度)	中間目標 (平成27年度)	令和2年度 (実績)	評価	目標 (令和2年度)	担当課
水道の一人一日当たりの平均給水量	17	371ℓ/人・日	抑制	374ℓ/人・日 (令和元年度)	D	抑制	水資源対策課
水道の一人一日当たりの生活用平均給水量	17	232ℓ/人・日	抑制	231ℓ/人・日 (令和元年度)	A	抑制	水資源対策課

※ 令和2年度の実績値が確定していないものについては、直近の実績値により評価する

「水道の一人一日当たりの生活用平均給水量」は抑制されているが、「水道の一人一日当たりの平均給水量(以下、「全給水量」という。)」はやや増加している。これは全給水量が生活用だけでなく、営業用、工業用も含んでおり、平成21年度と比較して工業用給水量が増加したためである。経済活動の活性化が全給水量の増加の一因となっているため、全給水量の増加が必ずしも悪いとはいえないが、事業者にも節水を呼びかけていく必要がある。